平成２５年（フ）第１号
京都府城陽市寺田樋尻56番地の45
債務者　アライブ　インテリア　プロダクツこと　奥井　正巳
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８７５号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅３―205
債務者　増子　美紀
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
宮城県塩竈市旭町14番１号
債務者　早坂　正司
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前９時55分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
秋田県由利本荘市石脇字田中64番地　リバティシティＶ104号室
債務者　熊谷　　大
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白澤　恒一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４３９号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目18　サンテ91―101号室、住民票上の住所岐阜市領下1489番地４
債務者　伊神　公一
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４４３号
大津市仰木の里東１丁目14番１―410号
債務者　宮崎　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５０号
広島県東広島市西条中央１丁目14番６号シャトー三ケ城Ｂ102号
債務者　岡野　ルミ
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６６号
広島市西区庚午中１丁目１番６―405号
債務者　今井　剛志
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
大分県杵築市大字南杵築2035番地
債務者　釣﨑　彰二
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺﨑　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４１号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色775番地の１町営住宅18号
債務者　國枝　康成
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
大分市花津留１丁目８番８号　ＮＫＪビル308
債務者　財津小夜子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
大分市高城新町11番９号　高城コーポ506
債務者　中武みどり
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４１号
埼玉県新座市馬場１丁目６番３号　グリーンファーム204号室、旧住所埼玉県新座市池田５丁目10番37号
債務者　松原　利典
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５２号
埼玉県川口市大字東内野557番地の１
債務者　関本　一雄
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５３号
埼玉県川口市大字東内野557番地の１
債務者　関本千賀子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
埼玉県鴻巣市氷川町１番地４　103号室カーサセレーノ、旧住所東京都足立区小台２丁目33番17号
債務者　平野　綾子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
埼玉県鴻巣市富士見町４番20―102号　ドエルフジミ、旧住所埼玉県鴻巣市本町５丁目２番16号
債務者　島田　健一
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係